

沿岸広域振興局長告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年5月2日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 普代小屋瀬線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松林118番7地先から95番2地先まで	新	m 31.4~10.0	m 91.3
	旧	7.1~6.1	91.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和4年5月2日から同年6月2日まで